異物混入の防止の手順

①　物理的な危害要因となる原材料から製造設備、製品の提供・包装に至るまでの一連の工程を製造開始時・製造中・製造後に目視・金属検出機等で点検し、異物混入防止に努めましょう。

②　使用する機械・器具の破損には特に入念に注意を払いましょう。

③　重要管理の実施記録に「良・否」を記録し、何らかの問題があった場合は、その対処内容も含めて特記事項に記録しましょう。